

答申保第21号
平成23年5月25日
(諮問保第25号関係)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報の一部訂正とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、平成20年12月25日付けで、「平成20年10月31日付け介保第265号保有個人情報一部開示決定通知書において一部開示した保有個人情報」の訂正請求を行った。訂正請求に係る個人情報の内容を要約すると、次のとおりである。

ア 介護保険苦情相談受付票（平成18年2月23日受付）における次の事項（以下「訂正請求(1)」という。）

(ア) 消去されている事項（追加を求めるもの）

- ① 「訪問拒否をしていない」との苦情、相談。
- ② ○○○（以下「特定介護事業所」という。）職員が「正規に報酬をもらうべきなのに正規の報酬をもらわず、減額してもらっています。」の説明。
- ③ 管理者を含め、特定介護事業所の5人全員が、言い分として「適正に減算処理している」との説明。
- ④ 特定介護事業所職員が管理者について「県にいた立派な方」の説明。
- ⑤ 管理者に「県介護保険課でもどこでも行かれれば」の説明。
- ⑥ 特定介護事業所が介護保険課に虚偽報告した内容を訂正請求者が否定している事実の説明。
- ⑦ 医療事故以前は病院とは何の問題もなかったとの説明。
- ⑧ 訂正請求者は頭を下げて適正に調査してくださいとお願いした要望・提言。

(イ) 追加されている事項、恣意的に創作されている事項（削除を求めるもの）

- ① 「平成14年から特定介護事業所でケアプランを作成してもらっていたが、先日一方的に突然解約された」の文中、「ケアプランを作成してもらっていた」、「突然解約された」
- ② 『「訪問を拒否された」としているが納得できない。特に訪問を拒否されたことについては先日（解約通知の直前）アポなしで夜間（9時頃）訪問していたと申し出があり断ったことはあるが』の文中、「断ったことはあるが」
- ③ 「民事で訴訟手続き中である。」

- ④ 「同氏は母親の病院での入院中不適切な治療(?)について、提訴予定であり、病院自体に強い不信感を抱いている。」
- ⑤ (対応) 「現在母親は要介護○で家族介護なので、居宅介護支援事業所を変えた方がいい旨伝えたが頑なに断られた。何らかの形で調査、指導する旨丁寧に申し上げ、お帰りいただいた。」
- ⑥ 「為今後も相談者は県の指導のあり方を問いただしてきてくれると思われる。」

イ 介護保険苦情相談受付票(平成18年9月29日受付)における次の事項

- (ア) ○○ ○~~〇~~ (以下「訂正請求(2)①」という。)
- (イ) 被保険者 (勤) ○○○-○○○○ (以下「訂正請求(2)②」という。)
- (ウ) 訂正請求者の保有したるその個人情報(以下「訂正請求(2)③」という。)
 - a 消去されている事項(追加を求めるもの)
 - ① 「訪問拒否をしていない」との苦情、相談。
 - ② まとめての押印から「訪問拒否をしていない」との事実はおろか、毎月の「訪問伺いすらなかった」ことの客観的事実が証明された。その苦情、相談。
 - ③ ケアプラン作成する様、指導を求める苦情、相談。
 - ④ 特定行為について介護保険課として告発すべきとの相談。
 - ⑤ 管理者が名義であるというケアマネージャーからの証言、相談。
 - ⑥ 介護保険課職員に対する苦情。
「それも含めて指導した」とする、不条理発言に対する苦情。
 - ⑦ 二重記録、改ざんがあるとの苦情。
 - ⑧ 適切に適正にちゃんと調査してくれることへのお願い、助言。
 - b 追加されている事項、恣意的に創作された事項(削除を求めるもの)
 - ⑨ 「…やり取りが開示されていない」
 - ⑩ 「指定取り消しを含み他の利用者も調べてほしい。」
 - ⑪ 「平成18年」2月以降、不当な事由なくサービスが利用できなかった。ケアプラン作成できなかったのは悪意。
 - ⑫ 期間は長くなってよいから、充分調べてほしい。
 - ⑬ 国にも同じ文書で出す。

ウ 他の存否応答拒否、文書不存在は苦情、相談に「加除」があるものであり、シミュレーションに基づいて恣意的調査、監査をしている。よって、事実証明が訂正請求を要する個人情報、公文書が存在するものである。

開示された時点において訂正請求を行使するものである。

これに対し、実施機関は、平成21年1月26日付け介保第340号で一部訂正決定(以下「本件処分」という。)を行った。

その後、本件処分を不服として、平成21年1月30日付けで異議申立てがなされたも

のである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分の訂正しないとの決定を取り消し、訂正するとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

訂正請求の適正な業務の遂行になっていない。受付票の加除による異議申立人の訂正請求内容原本にも手を加える改変をしている。また、被保険者の勤務電話番号も不法取得である。この電話番号を訂正したものであれば、事実関係に加除がある不訂正としたすべてにおいて不法取得の電話番号の訂正、その記載を削除したのと同様のほかの不法取得したすべての訂正を請求しているものであり、訂正する義務がある。

ア 訂正請求(1)について

(ア) 介護保険苦情相談受付票（平成18年2月23日受付）は不適法な取得で氏名が記入されてある。氏名と一体となっている苦情相談受付票である。

(イ) 氏名と一体となっている苦情相談受付票にあるその内容は「個人情報」であり、訂正請求をしていることについて「行政判断に対する意見」とその判断を「評価・判断」と混同させる不訂正理由は不当である。

(ウ) そもそも介護保険苦情相談受付票は評価・判断・診断ではない。県が説明している「個人に対する評価・判断」に関する情報が、苦情相談があったという事実に基づいて作成され、その事実と評価を併せて記録しているのであり、それにより情報についても「事実」そのものに該当する。

(エ) (1)ア(イ)④⑤⑥については、県が勝手に周知の情報を補って認識させている個人情報である。

(オ) 消去されている部分は苦情相談の本質部分であり、それを消去することに同意していない。

(カ) (1)ア(ア)⑧は、適正に調査して欲しいとお願いしているが、苦情相談受付票の「相談者の希望欄」の⑤「調査してほしい」にその個人情報が記入されていない。マスクキングなく開示されている。「調査してほしい」というのは個人情報であり、県が説明する評価判断ではない。

(キ) (1)ア(イ)①②③④は、「評価・判断」ではなく、異議申立人の事実証明に勝手に手を加え、改変している。

イ 訂正請求(2)について

(ア) 介護保険苦情相談受付票の内容は異議申立人の本質的部分への訂正請求の箇所を改変している。異議申立人は「○」を「○」に訂正請求しているものであり、「○

○」から「○○」への訂正を求めている。「○~~〇~~」から手入力で「○○」へ不法取得された氏名の訂正請求をしている。

- (イ) 上記ア(イ)に同じ。
- (ウ) 介護保険苦情相談受付票は評価・判断・診断ではない。事実と評価を併せて記録しているものであり、それにより情報についても「事実」そのものに該当する。
- (エ) (1)イ(ウ)⑩⑫は言っていない。⑩⑫⑬は、県が勝手に改変し、おおよそ周知の情報を補って介護保険課内に認識させている個人情報である。
- (オ) (1)イ(ウ)の追加事項は「評価・判断」ではなく、①②③⑤⑥⑦は事実証明、②③は救済要望である。仮に④が「評価・判断・意見」であったとしても、その苦情相談の事実と合わせて記録されるものであり、事実そのものである。
- (カ) 上記ア(オ)に同じ。
- (キ) (1)イ(ウ)⑨⑪は「評価・判断」ではなく、事実証明が違っている本質部分である。⑪は異議申立人の事実証明を勝手に手を加え、事実証明を改変している。
- (ク) 「○○○~~〇~~」と「指定取消を含む」の手書きは、平成18年9月29日以降、相当の歴月経過後手修正したものである。9月29日に○○○○が相談したのに2月23日の相談者とは相違させるため、あえて別名の○○○○と記入したものである。その後、あわてて手書きで「○」、「指定取消を含む」と修正、追加したものである。「○○」から「○○」への訂正決定は、異議申立人が求める事実への訂正請求と同一とは考えられない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 訂正請求(1)について

個人情報とは、事実に関するものと評価・判断等に関するものがあり、事実に関する情報は、客観的な正誤の判定が容易であり、訂正請求の対象になるが、個人に関する評価、判断、意見等のように客観的な正誤の判定になじまない情報は、訂正請求の対象にはなり得ない。

評価、判断、診断、意見、選考等に関する個人情報の訂正等の請求は、行政判断に対する意見であり、条例に規定する訂正請求制度とは異なるものである。

当該訂正請求については、氏名、住所、年齢等の事実に関する情報に対する訂正請求ではなく、客観的な正誤の判定になじまない情報に関する訂正請求であるため、不訂正とした。

(2) 訂正請求(2)について

ア 訂正請求(2)①について

異議申立人から提出された挙証書類により氏名の事実を確認し、介護保険苦情相談

受付票（平成18年9月29日）に記載されている氏名を事実である「〇〇〇〇」に訂正するものであり、異議申立人の求める氏名の事実への訂正請求と同一であるとする。

イ 訂正請求(2)③について

当該訂正請求については、氏名、住所、年齢等の事実に関する情報に対する訂正請求ではなく、客観的な正誤の判定になじまない情報に関する訂正請求であるため、不訂正とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年2月10日	諮問を受けた。
3月6日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
3月23日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
平成21年5月14日	異議申立人から意見書を受理した。
平成22年10月4日	諮問の審議を行った。
10月29日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取） （異議申立人から意見を聴取）
12月17日	諮問の審議を行った。
平成23年1月12日	委員による実地調査を行った。
4月20日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 訂正請求(1)及び(2)③について

(ア) 本件訂正請求について

本件訂正請求は、実施機関が平成20年10月31日付けで保有個人情報一部開示決定処分を行った異議申立人に係る保有個人情報についてなされたものである。

異議申立人は事実関係に加除がある、受付票は評価、判断、診断ではない等と主張しており、これに対して実施機関は、当該訂正請求の内容のうち不訂正とした部分は、客観的な正誤の判定になじまない情報に関する訂正請求であるため、不訂正の決定を行ったと説明している。

異議申立人は、実施機関が訂正しないとの決定を取り消し、訂正するとの決定を求めていることから、本件訂正請求について、条例の訂正請求ができる保有個人情報に該当するか、及び該当する場合の訂正の要否について、検討する。

(イ) 訂正請求の対象情報(条例第26条)について

保有個人情報の訂正請求については、条例第26条第1項において、同項第1号又

は第2号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されており、これらの規定では、条例又は他の法令等の規定により開示を受けた保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

(ウ) 訂正請求(1)及び(2)③の訂正請求対象情報該当性について

実施機関は、当該訂正請求の内容は、客観的な正誤の判定になじまないことから訂正請求の対象とはならないと説明している。

しかしながら、訂正請求(1)及び(2)③に係る保有個人情報は、異議申立人が別途、条例に基づく保有個人情報開示請求により実施機関から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報に関する削除及び追加の請求であることから、条例第26条第1項第1号に該当すると認められる。

(エ) 訂正請求(1)及び(2)③の訂正の要否について

a 保有個人情報の訂正義務（条例第28条）について

条例第28条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。ただし、当該訂正請求に係る保有個人情報について実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

b 訂正請求(1)及び(2)③の訂正の要否について

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分するとともに、異議申立人が本件訂正請求に当たり実施機関に提出した疎明資料を確認したところ、当該文書からは、当該記載が事実でないという根拠が具体的に示されていないことから、訂正請求対象部分が事実と異なると判断できる具体的な根拠を認めることはできない。

したがって、訂正請求(1)及び(2)③に係る訂正請求については、訂正請求に理由があるとは認められず、条例第28条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

よって、訂正請求(1)及び(2)③については、訂正請求の対象となりうるものと認められるが、本件訂正請求に理由があるとは認められず、実施機関が不訂正決定を行ったことは、結論において妥当である。

イ 訂正請求(2)①及び②について

訂正請求(2)①及び②については、実施機関は事実に合わせて訂正決定していることから、当審査会では判断しない。

なお、訂正請求(2)①について、実施機関の訂正決定処分において、訂正請求を受けて「〇〇〇〇」への訂正は行われているが、決定通知書における実施機関の訂正の内容としては、「〇〇〇〇」から「〇〇〇〇」に訂正するのではなく、「〇〇〇〇

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

○」から「○○○○」に訂正する」と記載すべきであったものと考えられる。

ウ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。